

知っとくと安心・・・ 介護保険対応リフォーム マニュアル

住宅改修や福祉用具の購入・レンタルには、介護保険が利用できます

★介護保険では住宅改修の20万円以外にも、福祉用具購入で10万円(1年ごと)まで支給されます。
また、福祉用具のレンタルもあります。それらを上手に組み合わせることで、「住環境改善」のプランを考えましょう。

★介護保険による住宅改修費の他にも、**各市町村(および東京23区)単位で住宅改修に対する助成金を支給**しているところがあります。助成金の有無・金額は自治体により異なりますので、お住まいの地域でご確認ください。

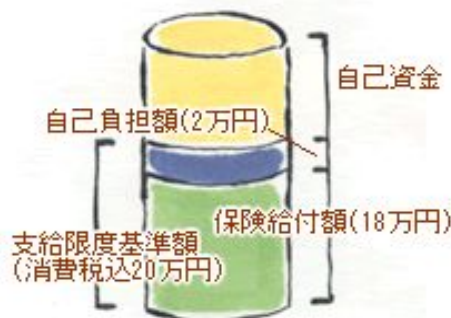
■住宅改修(利用者負担1割)

厚生省による住宅改修告示に準拠した改修の場合、要介護区分を問わず、改修費用(上限20万円)の9割(実質上限18万円)が支給されます。

- ・20万円以内だったら、何回でも改修工事ができます。
- ・要介護度が、1回目に住宅改修の支給を受けた日より3段階以上上がった場合には、再度20万円まで支給可能となります。

【給付対象となる改修工事】

- ・廊下や階段、浴室、トイレ、玄関まわり等への手すりの設置
- ・段差解消のための敷居の平滑化、スロープ設置、浴室床のかさ上げ等
- ・滑り防止、および円滑な移動のための床材の変更(畳・じゅうたん→板材等)
- ・扉の取替え(開き扉→引き戸・折り戸等、ドアノブ交換、戸車設置等)
- ・洋式便座等への便器の取替え
- ・上記の住宅改修に付帯して必要となる改修(下地補強、給排水設備工事、路盤整備、壁/柱/床材の変更等)



■福祉用具の購入(利用者負担1割)

厚生省告示に準拠した品目の場合、要介護区分を問わず、購入費用(年間上限10万円)の9割(実質上限9万円)が支給されます。

※毎年4月1日に10万円の予算が付き、前年度の予算は切り捨てになります。

※工事を伴わないものについては、分割利用が可能です。

【給付対象となる福祉用具】

- ・腰掛便座(和式→洋式、便座昇降機等)
- ・特種尿器
- ・入浴補助器具(手すり、いす、すのこ等)
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具



■福祉用具のレンタル(利用者負担1割)

厚生省告示に準拠した品目の場合、貸与費用の9割が支給されます。

※要介護区分に応じ、給付額の上限が異なります。

【給付対象となる福祉用具】

- ・車いす/車いす付属品
- ・特種寝台/特殊寝台付属品(マットレス等)
- ・じょく瘡(床擦れ)予防用具(空気マット、水圧マット)
- ・体位変換器(スポンジパッド、空気パッド等)
- ・手すり(設置工事を伴わないもの)
- ・スロープ(設置工事を伴わないもの)
- ・歩行器
- ・歩行補助杖(松葉杖、カナディアンクラッチ、ロフトランドクラッチ、多点杖)
- ・痴呆性老人徘徊感知機器
- ・(つり具を除く)移動用リフト(設置工事を伴わないもの)
- ・段差解消リフト
- ・立ち上がり座椅子
- ・垂直移動のみの入浴リフト
- ・特殊寝台から車いすなどへ移乗する際のスライディングボードやマット
- ・六輪歩行器



住宅改修は、なぜ必要なのでしょう？

●年をとっても 常に人間らしくありたい…。

介護をうけられること、これは「自分を大切に思ってくれる家族がいる」ということですから、とても しあわせで すばらしいことだと思います。

しかし、寝たきりになって トイレも食事も 自分の思ったようにすることができない…あるいは 好きなところに移動することもできない…痴呆症だといわれ、人からバカにされてしまう…。

はたして、それで「人間らしい」生き方をしているといえるのでしょうか？

自分のしたいことを したいようにできてこそ 人間らしい尊厳が保たれるのではないのでしょうか？

家族にとっても、大事な親が いつまでも健康でいてくれることが、経済的にも 体力的にも 負担になりません。またボケたりせずに いつまでも尊敬できる存在でいてくれると 何とありがたいことでしょうか？

世のこれから老年期にはいろいろしている皆さん！ 絶対に ポケちゃ ダメですよ。

絶対に 自分の力で 歩きましょうよ。

絶対に 自分のやりたいことを いつまでも 健康に やり続けましょうよ!!!

●寝たきりにならない…。

運動能力や感覚機能が低下すると、健常者にはなんでもない、わずか数ミリ程度の「ちょっとした段差」でも、つまづいたり、転倒・転落したりすることが多くなります。中にはそれが原因で寝たきりになってしまうことも…。

寝たきりになってしまうと、行動範囲が狭くなってしまい、精神的にガクッときて、ますます動けなくなってしまいます。まず、**転ばない環境をつくる**ことです。けがをして 介護が必要な体になってはいけません。

また、**介護が必要になったとしても まだまだ「やり直し」が可能**です。「子供の世話になるなんて、まっぴら御免だ！ わしは、今までどおり やりたいことを 自分の力でやれる かついい おじいさんのはず」でしよう？

住環境の改善は、身体的にも精神的にも、本人の「自立」を促し、介護される側にも、介護する側にも、「心のゆとり」をもたらします。

住宅改修をしましょう。

住宅改修は、ほんの「小さな心づかい」です…。

【浴室の改修例】



暖房設備も設置しましょう

急激な温度差を避けるために、脱衣所も含め暖房しましょう。

【トイレの改修例】



高齢になると、足腰がよわくなったり、トイレが近くなるので、**トイレは寝室と同じ階のなるべく近くに配置**しましょう。また、洗面室や浴室とも隣接していると、排泄前後の入浴もスムーズです。

【玄関付近の改修例】



ドアは大きな取っ手のついたもので軽く開閉できること。できれば 引き戸がいいでしょう。
玄関の出入口は、車いすの使用も考えて、段差をなくします。

【廊下・階段の改修例】



廊下、階段は車いすも通れる十分な広さを確保し、手すりはなるべく切れ目をつくらず設置します。階段は勾配や幅にもゆとりを。